

幼稚園、保育所、家庭

牛島義友



今年は幼稚園新教育要領が示され、厚生省家庭児童局では保育所に対しても強力な施策を立てようとしているし、また文部省社会教育局、においては「最近に家庭教育資料を発表しよう」としている。幼児児童殊に幼児の生活や教育に関してこれほど国をあげて関心を示し、具体策が講じられようとしている年は、いまだかつてなかった。

二十世紀は子どもの世紀であるとの宣言が、わが国においては今日はじめて実を結ぼうとしている。幼稚園教育要領は昭和三十六年三月一日教材等調査研究会幼稚園小委員会が組織されてから百数回の委員会、その他、数十回の小委員会を重ねて作成されたものであるのでその回数を聞いただけでも今度の案がいかに練りに練つたものであるかが分る。委員の中にはいろいろの意見の人があり、それが良心的に自己の立場を主張したからこそ、それだけ多くの回

数を必要としたのである。したがつて出されたものはできるだけ単純化し、いろいろの解釈を許す余地を残しながらも主要な原則的のものははつきり打ち出したものと思われる。委員たちとちがつた考え方をする人でも、この中に入りこれだけ長く論議をすれば、おそらく同じような結論に到達したと思われるから、いわば今日における幼稚園教育の最高の意見を結集したものと見てよいであろう。この新教育要領のねらいの基本的キーポイントは

- 一、各幼稚園において適切な教育過程を編成するようにすること。
- 二、新しい教育要領を確実に実施するようにすること。
- 三、幼稚園教育の独自性を十分發揮するようにすること。
- 四、道徳性の芽ばえをつちかうようにすること。
- 五、しつけをよくし、たくましい子ども、考える子どもを育てるよ

うにすること。

六、総合的な指導を行なうようにすること。

皆もつともなことがらであつて抽象的な原理としては何人も賛成することであろう。特に各幼稚園において独自のカリキュラムの編成をうたっていることは個々の幼稚園側で要求したいことを逆に文部省側から明示されたわけであるので、全く文句の言いようのない立派な原則である。しいて言えば今更こんな事を言わねなくてはならないほど個々の幼稚園が自主性がなかつたのかと自分をせめる位である。

最近の人づくりムートは、幼児期の家庭教育に焦点が向いてきたので、厚生省も保育所や家庭の育成に本腰を入れるようになり、保育部会が設けられて慎重に審議されておる。また従来はとかく養護児童や非行少年のような問題児の保護を中心としていたのを、健全

育成という積極面に力を向け更に家庭を重視して家庭児童局と改称されたことも画期的のことである。保育所において行なう教育的部面は幼稚園教育要領を取り入れながら保育所としての独自の使命をますます強力に実施しようとしている。

他方文部省はもっぱら学校教育に力をそそぎ、家庭教育にタッチすることをかけていたのが、今やこれに対しても強力な指導を行なうとしている。出されるものは「資料」にすぎないが、その影響力の重要さを考え、文部省としては異常の関心と細心の配慮を注

いでいる。私自身この仕事を参加したのでよく分るが、委員会にはいつも局長が出席され一応書き上げた資料を局長自から數十回流んで全部暗記した位と言われるほど、一字一句に気をくばられた。

このように幼稚園教育、家庭、保育所での積極的指導が現実の政策として実現したことはしばしば書くように出期的のことなので、その結果に期待すること大きい。この三つの面から互に協力してわが国の幼児教育、児童問題の解決にかかるのが望まれる。

ところがこの三つはそれぞれ独立したもの、したがつて異質なものである。三者の協力というのもこの独立性を尊重した上でものでないと却ってなわ張り争いになつたり、屋上屋を架するようなことにならぬとも限らない。調和的協力のためにはまずその独立性をはつきりさせておくことが大切ではなかろうか。

幼稚園と保育所

幼稚園と保育所とは対立しているようだとられ、兩者の一元化を主張する人もいた。昨年の十月に文部省初等教育局長、厚生省児童局長の名で幼稚園と保育所との関係について共同通達がなされた。

これは両者を一元化したのではなく、むしろそれぞの機能を改めて再確認していくものであり、それだけに保育所の幼稚園化などは望ましくないものとして非難されてくる。保育所は保育に欠けている児童を対象として主として働く母親の子を問題とする。都市では働く親と言えば五時頃まで勤務するので保育時間もそれ以上

長くなれば役立たない。ところが農村地帯になると必ずしも職場に通勤しているわけではないので、四時頃までの保育で十分な所もあるし、もう少し早く切り上げても別に文句は出ない。それで時間的に云つても幼稚園と余り変りのないような保育所が現われている。また「保育に欠ける」という考え方を広い意味にそれは環境全体が保育に欠けるとみて部落ぐるみの保育をすることもある。更に保育所だと措置されば費用が安くすむし、設備の増改築については国の補助が得られるので当然幼稚園に向かう子どもが保育所に行っている者も少なくない。長野県などはこの点が指摘されている。これらの点を整理するのは当然のことではある。両者のけじめがはつきりしないと二元論が出たり、縛張り争いや対立意識が生まれてくる。また幼稚園だけで保育所のない場合は、働くお母さんが困るのも明らかなことであるから、両者を一元化したり、四才以上は幼稚園、三才以下は保育所と年令で区切ってみても問題は解決しない。幼稚園と保育所とは異質的のものであることをはつきり知ることが大切である。しかしそれは幼稚園は教育する所で、保育所は教育はせず託児だけをする所だとか、幼稚園は金持の子が行き、保育所は貧乏人の子が行くというような意味での差異であつてはない。保育所の「自由遊び」は従来とても幼稚園教育の内容をそのまま取り入れていたが、今回幼稚園教育要領に準ずるならば幼稚園は「教育」をする所であり、保育所は「教育と養護」をする所となる。

保育所と家庭

保育所においては三才以下の乳児保育が一番欠けており、必要であると言われる。しかし、だからと云つて乳児保育を積極的に拡大し、希望者が簡単に子どもを託すことができるようにするのが果して望ましいかどうか疑問になる。この年令の子どもは家庭で親が養育するのが最も自然であるので、この点で家庭と保育所と対立してくる。保育所の完備した社会が必ずしも理想の社会ではなく、保育所を必要としない社会の方がよりのぞましい社会である。家庭で

ろう。また働く母親は貧乏人とは限らない。母親自身の教育や才能を生かすために仕事をやめたくない人もふえてきた。このような職業婦人のための施設が一層考えられねばならない。この場合に職場単位に保育所のあることは非常に好都合である。また最近は、新しい都市住居形態として団地ができる。団地人と地元の人とはその考え方や利害が必ずしも一致しないので団地だけの保育所も望ましい。ところが、このような特定人を対象としたものが保育所として公認されず、無認可保育所とされるところに問題がある。またドイツの例から考えると、保育所は公立の施設としてますます立派となり、幼稚園の方は設備の点では劣る傾向がある。こうなれば貧富の偏見から来るところの一元化論は消えてくるであろう。幼稚園と保育所はそれぞれ別個の機能を果すものとしての理解と協力が必要である。

育てたいにもかかわらず、むりに母親を働きに出すのは最も悪い社会である。故に保育所に熱心の余り家庭の機能を軽視するような考え方はまちがっている。一方母親はすべて家庭に帰つて子どもを育てよと強要することも女性の人間としての自覚を蹂躪する場合もある。経済的理由でいやいやながら仕事に出る親には家庭を与えるべきであるし、自分の天分と使命を生かすために職業にすむ婦人に対しても、保育所を用意してやる必要がある。今日保育所はもっぱら経済的理由で働く母親のための施設として設けられ、利用されているところに問題があるとも言えよう。

家庭と幼稚園

幼児教育即幼稚園教育振興を考えるのはあやまつている。幼児教育を充実するということは、家庭教育を第一に考えるべきである。この家庭教育と幼稚園教育は必ずしも両立するとは限らない。家庭教育で欠けている社会性だけを養なうのならば相補なうものとして両立する。しかし、幼稚園教育が非常に行きどきすぎ、幼児期において必要なよいしつけも道徳的教育も情操教育も何よりも幼稚園でやるとなると家庭ですることはなくなつてくる。幼稚園でやっていくことを模範として家庭ではその通りに実行せよというふうになつくると、幼稚園が主で家庭は從となり、なくもがなの存在となるかもしれない。本来子どもを教育するのは親の自然の義務であり、それを尊重しながら、共存させていく必要がある。早急な一元化は危険な暴論はないであろう。

が制限してきた。たしかに高度の知的教育をほどこすには学校教育に頼る他ない。だからと言って教育のすべてを学校に委ねてしまい、しかもできるだけ早くから学校教育にうつすことが果してよいことであろうか。家庭教育の重要性を自覚し、努力する親は学校教育に対し、「まつた」をかけたい気持になるであろう。幼稚園と家庭との連絡ということが新教育要領で重視されているが、連絡以上の家庭指導となると行きすぎることも注意せねばならない。また親が子どもを教育する権利と言つても学校教育を排除するのではなく、どのような教育を受けさせるかの教育選択権の行使が具体的の問題となろう。国際連合で可決された世界人権宣言二十六条においては、

子どもが無償の教育をうける権利を謳つてゐるが、同時に第三項として「親は自分の子どもたちに与えらるべき教育の種類を選択権を優先的に持つ」と言つてゐる。即ち、このような親の教育選択権とも言ふべきものが十分に生かされてはじめて人権のみとめられた社会である。義務教育制の名のもとに社会の圧力によつてこの選択権が否定されるのは民主的ではない。幸いに日本の幼稚園教育にはこの選択権が自由に行使できる。この意味で私立幼稚園の役割が大きいし、またそれぞれ明確な教育の原理や特徴を發揮していくべきである。このように幼稚園、保育所、家庭はそれぞれ独立性があり、それを尊重しながら、共存させていく必要がある。早急な一元化は危険な暴論はないであろう。